

# NEXUS

2020  
No.702

6

「NEXUS (ネクサス)」とは、ラテン語で“結びつける”という意味で、会員組合はもとより、中小企業の方々、関係機関等との結びつきを緊密にしなが、ご活用頂ける情報誌をめざします。



## CONTENTS

- |   |   |
|---|---|
| 01 ●Opinion   | 総務省 テレワークマネージャー相談事業概要                       |
| 岩手県青年醸友会  | 09~11 2020年6月1日から、職場におけるハラスメント防止対策が強化されました! |
| 会長 金野 泰明 氏  | 12 認定NPO法人岩手県就労支援事業者機構 会員募集と寄附のお願いについて      |
| 02~13 ●主要記事   | レジ袋有料化2020年7月1日スタート                         |
| 02~03 令和2年度第2次補正予算の概要   | 13 「キャッシュレス・ポイント還元事業」直近の登録・利用状況             |
| 04~05 令和元年度補正・令和2年度補正 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金公募開始のお知らせ[一般形(特別枠・事業再開枠含む)](3次締切分) | 14~15 ●岩手県内中小企業概況(3月)                       |
| 令和元年度補正 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金1次締切分採択発表について(岩手県分)                              | 16 ●中央会Information                          |
| 06~07 岩手県における新型コロナウイルス感染症防止対策について   | 第45回中小企業団体岩手県大会のご案内                         |
| 08 中小企業庁 新型コロナウイルス感染症対策オンライン経営相談  | 第72回中小企業団体全国大会のご案内                          |
|   | 「出前無料労働相談会」の開催について(岩手県労働委員会)                |

## 「岩手県青年醸友会の現況と 今後の活動について」

岩手県青年醸友会

会長 金野 泰明



私たち岩手県青年醸友会は岩手県酒造組合の青年部として活動しております。その目的は「経営の合理化や酒造技術の向上をはかり業界の発展に寄与すること」です。

現在10名のメンバーで活動しており、実際の事業内容としては、親会である岩手県酒造組合が実施する行事の企画、実行、または単体での需要開発活動、技術的な研修や他社他業種の視察活動などです。

この10年～20年に起こった生活様式の変化、又は経済や流通の変化により、日本酒の需要も大きく変化してきました。従来は嗜好品としての需要の他、冠婚葬祭、選挙、贈答など、将来に渡り安定的だと思われていた需要がありました。今ではそれらが崩壊的に減少しつつあります。消費者は純粋に酒質を求め、あるいは面白そうな取り組みをしているメーカーや集団に興味を示します。また、最近では新型コロナウイルスの感染拡大により、世界規模で生活スタイルの変革を余儀なくされています。全ての業界において大きなダメージとなりましたが、日本酒業界にとっても消費の量と方法が大きく変わりました。

私たちが行っている研修や視察活動は、これからの働き方を考え、その中で良い酒を造るためにはどうすれば良いか？というところの模索が専らの目的です。最近では隣県まで足を伸ばし、1泊2日の旅程で複数の酒蔵を回るなどの視察を行いました。需要開発活動では様々な場所とシチュエーションで岩手の日本酒をPRするイベントを開催してきました。既存のユーザーの他に未だ日本酒を飲んだことがない方や、(二十歳以上の)学生などに振り向いてもらえるよう努力しています。

ところで、組合やその青年部等はそもそもが個々の力を持ち寄って業界発展のための大きな力とするために結成されたものです。上記の通り様々な活動を行ってきましたが、手段手法はさておき、強い意志と連帯感、団結感をもって行う活動は、それだけで周囲の興味を惹くのではないかと感じています。

経済を活性化させるのは物や商品や名前ではなく、人の力やそれが上手に合わせられたものであるということを念頭にこれからも活動していきたいと考えています。

また、今まで続けてきたことを止めたり、逆に新しいことを始めたりすることを恐れず、時代の変化に対応しながら自分たちにできること、特に自分たちにしかできないことに重きを置いて活動していきたいと考えています。



## 令和2年度 第2次補正予算の概要

令和2年6月12日、新型コロナウイルスの感染拡大に対応する令和2年度の第2次補正予算が成立しました。これに基づき、経済産業省、厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている中小・小規模事業者や個人事業主の事業の継続を強力に後押しするため各種支援策を実施いたします。主な内容は以下の通りです。

### 持続化給付金

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うインバウンドの急減や営業自粛等により特に大きな影響を受けている中堅企業、中小企業等及びフリーランスを含む個人事業者に対して事業の継続を支え、再起の糧とするため事業全般に広く使える給付金を給付します。

○ **給付額：法人は200万円、個人事業者は100万円**（但し昨年1年間の売上からの減少分が上限）

売上減少分の計算方法： $(前年の総売上(事業収入)) - (前年同月比▲50\%月の売上 \times 12カ月)$

### 給付対象の主な要件

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、一月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。
2. 2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
3. 法人の場合は下記のいずれかの場合
  - ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満
  - ②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者

＜お問合せ先＞ 持続化給付金事業 コールセンター TEL：0120-115-570（IP電話専用：03-6831-0613）  
受付時間：8時30分～19時00分 ※6月…毎日、7月～12月…土曜日を除く

### 家賃支援給付金

新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して給付金を支給します。

### 給付条件

テナント事業者のうち、中小事業者等であり、5月～12月において以下のいずれかに該当する者

- ①いずれか1か月の売上高が前年同月比で50%以上減少
- ②連続する3か月の売上高が前年同期比で30%以上減少

給付額は、申請時の直近の支払家賃（月額）に基づき算出される給付額（月額）の6倍（6ヵ月分）。

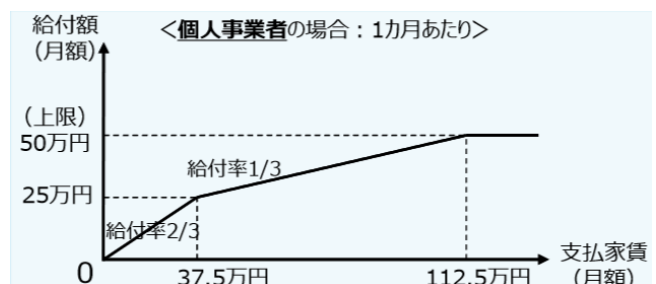
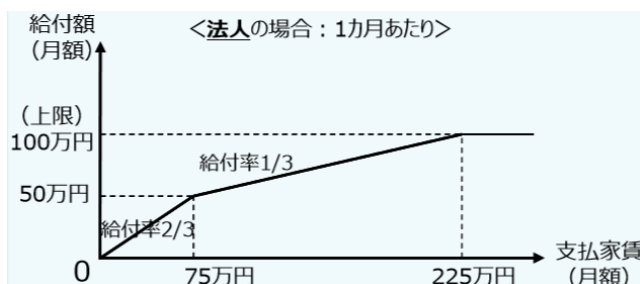
給付率・給付上限額は、個人・法人によって異なります。

|       | 給付率                | 給付上限                 |
|-------|--------------------|----------------------|
| 法人    | 75万円までの部分 ⇒ 2/3    | 100万円/月<br>6ヵ月で600万円 |
|       | 75万円を超える部分 ⇒ 1/3   |                      |
| 個人事業主 | 37.5万円までの部分 ⇒ 2/3  | 50万円/月<br>6ヵ月で300万円  |
|       | 37.5万円を超える部分 ⇒ 1/3 |                      |

(例) 支払家賃（月額）が90万円の場合…

法人：90万円のうち、75万円分は給付率が2/3、残りの(90-75=)15万円分は給付率が1/3  
 $75 \times 2/3 + 15 \times 1/3 = 55$  ◆家賃支払（月額）90万円に対して **55万円分**が給付される

個人：90万円のうち、37.5万円分は給付率が2/3、残りの(90-37.5=)52.5万円分は給付率が1/3  
 $37.5 \times 2/3 + 52.5 \times 1/3 = 42.5$  ◆家賃支払（月額）90万円に対して **42.5万円分**が支給される



## 生産性革命推進事業

緊急事態宣言の解除等を踏まえ、第1次補正予算に引き続き中小企業の事業再開を強力に後押しするために、業種別ガイドライン等に基づいて行う取組への支援を拡充します。

### ○ 各種補助事業の拡充内容（事業再開支援パッケージ）

特別枠（類型B・C）の補助率を引き上げるとともに、新たに定額補助・補助上限50万円の別枠（事業再開枠）を上乗せします。（下表の数字は補助上限（【】内の数字は補助率）を表す。）

|                           | 通常枠                      | 特別枠（類型A）                 | 特別枠（類型B・C）             |
|---------------------------|--------------------------|--------------------------|------------------------|
| 持続化補助金                    | 50万円【2/3】                | 100万円【2/3】               | 100万円【2/3 ⇒ 3/4】       |
| <b>事業再開枠：50万円【10/10】※</b> |                          |                          |                        |
| ものづくり補助金                  | 1,000万円<br>【1/2（小規模2/3）】 | 1,000万円【2/3】             | 1,000万円<br>【2/3 ⇒ 3/4】 |
|                           |                          | <b>事業再開枠：50万円【10/10】</b> |                        |
| IT導入補助金                   | 450万円【1/2】               | 450万円【2/3】               | 450万円【2/3 ⇒ 3/4】       |

※事業再開枠の補助額は、総補助額の2分の1以下であること。

※クラスター対策が必要と考えられる業種（ナイトクラブ、ライブハウス等）はさらに上限を50万円上乗せ。

#### 【事業再開枠の対象】

※業種別ガイドライン等に基づく、以下の感染防止対策費

- ・消毒、マスク、清掃
- ・飛沫防止対策（アクリル板・透明ビニールシート）
- ・換気設備
- ・その他衛生管理
- ・掲示・アナウンス

#### 【特別枠の申請要件】

※経費の1/6以上が、以下のいずれかに合致

**類型A：サプライチェーンの既存への対応**

**類型B：非対面ビジネスモデルへの転換**

**類型C：テレワーク環境の整備**

<生産性革命推進事業全体に関するお問合せ先>

中小企業基盤整備機構 企画部 生産性革命推進事業室 ※可能な限りメールでお問合せ下さい。

MAIL : [seisanseikakumei@smrj.go.jp](mailto:seisanseikakumei@smrj.go.jp)

TEL : 03-6459-0866

## 雇用調整助成金

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業の事業主が労働者を休業させて支払う休業手当についての特例措置を設け、その一部または全額を国が助成します。

下の表は、第2次補正予算案での特例措置を特例以外の場合の助成金と比較したものです。

| 特例以外の場合の雇用調整助成金              | 項目          | 新型コロナウイルス感染症特例措置（4/1～9/30まで）        |
|------------------------------|-------------|-------------------------------------|
| 経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主 | 対象事業主       | 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主【全業種】         |
| 3か月10%以上低下                   | 生産指標要件      | 1か月5%以上低下                           |
| 被保険者                         | 助成対象        | 被保険者＋雇用保険被保険者でない労働者                 |
| 2/3                          | 休業の助成率      | 4/5 ※解雇等を行わない場合：10/10               |
| 休業・教育訓練の助成額：8,330円           | 助成上限        | 休業・教育訓練の助成額：15,000円                 |
| 事前提出が必要                      | 計画届         | 計画届の提出 撤廃                           |
| 1年のクーリング期間が必要                | クーリング期間     | クーリング期間 撤廃                          |
| 6か月以上が必要                     | 被保険者期間      | 被保険者期間要件 撤廃                         |
| 1年100日、3年150日                | 支給限度日数      | 1年100日、3年150日＋上記対象期間（別枠扱い）          |
| 短時間一斉休業のみ<br>休業規模要件：1/20     | 休業要件<br>・規模 | 短時間休業要件 緩和（一斉でなくても可）<br>休業規模要件：1/40 |
| 2/3【加算額：1,200円】              | 教育訓練の助成率    | 4/5 ※解雇等を行わない場合 10/10【加算額：2,400円】   |

詳細は厚生労働省のホームページをご覧ください。

(URL : [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html))

<お問合せ先> 岩手労働局 職業対策課分室 助成金相談コーナー [TEL : 019-606-3285](tel:019-606-3285)

公共職業安定所（ハローワーク）【宮古・花巻・一関・水沢・北上】



## 令和元年度補正・令和2年度補正 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金公募開始のお知らせ 【一般型（特別枠・事業再開枠含む）】（3次締切分）

### 【事業概要】

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金は、中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等）等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための機械装置費等を補助するものです。また、新型コロナウイルスの影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者に対して、通常枠とは別に、補助率を引き上げ、営業経費を補助対象とした「特別枠」を新たに設け、優先的に支援します。さらに、業種別のガイドラインに基づいた感染拡大予防の取組を行う場合は、定額補助・上限50万円を別枠（事業再開枠）で上乗せします。

補助上限 1,000万円

+50万円（特別枠の場合に限り、事業再開枠の上乗せが可能）

補助率 [通常枠] 中小企業 1/2、小規模企業者・小規模事業者 2/3

[特別枠] A類型 2/3、B・C類型 3/4

[事業再開枠] 定額（10/10、上限50万円）

補助要件 以下を満たす3～5年の事業計画の策定及び実行

- ・付加価値額 +3%以上/年
- ・給与支給総額 +1.5%以上/年
- ・事業場内最低賃金≧地域別最低賃金+30円

※特別枠は、補助事業実施年度の付加価値額及び賃金の引上げを求めず、目標値の達成年限を1年猶予します。

### 【公募期間】

公募開始：令和2年5月22日（金）12時～

申請受付：令和2年6月10日（水）17時～

応募締切：令和2年8月3日（月）17時迄（3次締切）

○1、2次締切で不採択だった方は、3次締切に再度ご応募いただくことが可能です。2次締切の特別枠で採択された方は、交付申請時に、補助率引き上げ（B及びC類型）や事業再開枠上乗せの適用を可能とします。（1、2次締切の通常枠で採択された方には適用されません。）3次締切分の採択発表は、9月を予定しています。通常枠と特別枠は同じスケジュールで、3次締切後も申請受付を継続し、令和2年度内には、11月（4次）、令和3年2月（5次）に締切を設け、それまでに申請のあった分を審査し、随時、採択発表を行います。（予定は変更する場合があります。）

### 【申請方法】

○申請は、電子申請システムでのみ受け付けます。入力については、申請者自身が、電子申請システム操作マニュアルに従って作業してください。入力情報については、必ず、申請者自身がその内容を理解、確認してください。

○本補助金の申請には G ビズ ID プライムアカウント の取得が必要です。アカウントの取得には感染症等の影響によって通常より長い時間を要する場合がありますため、未取得の方は、お早めに利用登録を行ってください。同アカウントは、事業者情報の再入力の手間を省くため、採択後の手続きにおいても活用いただきます。本アカウント及びパスワードを外部支援者等の第三者に開示することは、G ビズ ID 利用規約第10条に反する行為であり、トラブルの原因となり得ますので、ご注意ください。

【お問い合わせ先・ものづくり補助金総合サイト】

○応募に関する不明点は、ものづくり補助金事務局サポートセンターまでお問い合わせください。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、コールセンターの体制を大幅に縮小させていただいております。そのため、問い合わせは、原則、電子メールにてお願いします。

公募要領に関するお問い合わせ：monohojo@pasona.co.jp

電子申請システムの操作に関するお問い合わせ：monodukuri-r1-denshi@gw.nsw.co.jp

<ものづくり補助金事務局サポートセンター>

受付時間：10：00～17：00（土日祝日を除く）

電話番号：050-8880-4053 ※縮小体制により、大変繋がりにくくなっています。

ものづくり補助金総合サイト：<http://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html>

○上記サポートセンターの職員が不適切な対応を行った場合や、申請支援者とのトラブルについて通報いただく場合、本補助金の不正利用や要件違反に関する内部告発等は、以下の窓口までご連絡ください。（一般的な応募に関するお問い合わせは、上記サポートセンターをご活用ください。）なお、公益通報者は公益通報者保護法に基づき適切に保護されます。

トラブル通報窓口（全国中小企業団体中央会）

受付時間：10：00～12：00／13：00～17：00（土日祝日を除く）

電話番号：03-3523-4906 メールアドレス：houkoku-mh@mail.chuokai.or.jp

**令和元年度補正 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金  
1次締切分採択発表について（岩手県分）**

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金[一般型]の1次締切につきましては、令和2年3月10日から3月31日までの期間において応募を行ったところ、全国で2,287者からの申請がありました。全国採択委員会において厳正な審査を行った結果、このうち、1,429者を採択することといたしましたので、お知らせいたします。以下は岩手県における採択事業者15者の一覧です。

| No | 商号又は名称       | 事業計画名                                   | 市町村名 |
|----|--------------|---|------|
| 1  | (株)栄組        | 補強施工の内製化と補修補強技術の融合によるサービスの高度化           | 遠野市  |
| 2  | 森田製作（有）      | 新たな設備導入による加工領域の拡大と競争力強化及び生産性向上          | 紫波町  |
| 3  | 森下水産(株)      | CVS向けサンドイッチの魚介加工品の開発と生産プロセスの確立          | 大船渡市 |
| 4  | (株)佐幸本店      | 無農薬山ぶどう樹液を活用した化粧品原料の開発                  | 久慈市  |
| 5  | (株)みちのくオート   | お預かり無料洗車サービスによる固定客化事業                   | 滝沢市  |
| 6  | (株)ミレーヌ・ジャパン | 伸縮性が高く伸縮率が異なる難加工衣料品の延反加工の高精度化           | 北上市  |
| 7  | 中通貴金属工業(株)   | テープ製品（長尺/幅広/板厚）の開発による自動車市場への販路開拓        | 金ヶ崎町 |
| 8  | (株)津田商店      | 缶詰製造工場での定量充填作業用ロボットシステムの導入事業            | 釜石市  |
| 9  | (株)紫波フルーツパーク | マスカット・ベリーAの新商品開発と醸造短縮による生産性向上           | 紫波町  |
| 10 | くらた歯科医院      | 県内初の即日インプラントの確立による生産性および付加価値向上計画        | 宮古市  |
| 11 | くろさわ歯科医院     | 感染症を防ぐ消毒・滅菌システムの導入で院内感染を防止する            | 盛岡市  |
| 12 | いとう矯正歯科クリニック | 光学印象データを用いた若年層からの理想咬合の実現及び労働生産性の増加      | 奥州市  |
| 13 | (株)TERUI     | 塗装業界の持続的な発展を支える人と環境に優しい新工法の導入           | 花巻市  |
| 14 | (株)WING      | 5軸加工CNCルーターの導入による受注部品の特性に合わせた生産方式の確立    | 北上市  |
| 15 | RiseArt(株)   | 歯科医院と技工士のオンライン化による新しい製造プロセスによる高品質歯冠物の製造 | 盛岡市  |



## 岩手県の新型コロナウイルス感染症対策について

岩手県では、政府の緊急事態宣言全面的解除に伴い、6月8日、達増知事がメッセージを発出するとともに、第16回対策本部員会議にて新型コロナウイルス感染症対策第3弾(令和2年度一般会計補正予算案(第3号))を公表し、6月11日に開催された県議会にて成立しました。本部員会議では岩手県の感染防止対策の概要、外出自粛・イベント開催制限の段階的緩和の方針等が示されており、一部を紹介します。

### (達増知事メッセージ(6月8日))

県民の皆さまには、これまでの徹底した感染対策の実施や、慎重かつ冷静な行動を心掛けて頂いてきたことについて、感謝を申し上げます。

6月1日から外出自粛については、一部の都道府県(北海道、埼玉、千葉、東京、神奈川)への不要不急の移動については慎重にお願いするものの、外出自粛の必要はなくなりました。国においても感染拡大防止と社会経済活動の維持の両立を呼び掛けています。

県は、市町村、関係団体等と連携しながら、県民が、生活や仕事、学びの場で感染防止策を講じることを支援します。そのため、今般、国の第2次補正予算などを踏まえ、医療提供体制を充実する取組、日常生活を支える取組、地域経済活動の回復に向けた取組など総合的に対策を取りまとめ、県議会に補正予算案を提案することとしました。

観光については、まずは県内の観光流動を促進するため「泊まるなら岩手の宿運動 泊まって、食べて地元を元気に応援キャンペーン」を6月1日から再開しており、また、今次補正予算が成立した場合には市町村と協調し宿泊施設の割引支援を行います。県内全体の周遊促進の先には、6月19日から県境を越えた観光振興を進めます。

感染対策をしっかり行うことで、社会活動でも経済活動でも、様々な活動が可能ですので、その場に合った感染対策を徹底し、生活、仕事、学びの場での新しい日常を進めて頂きたいと思えます。

これまでも行ってきた「三つの密」を避けること、手洗いの励行、マスクなどの咳エチケット等の基本的な感染対策を継続し、お互いに幸福を守り育てる希望郷いわてを目指しましょう。

### 新型コロナウイルス感染症対策(第3弾) 令和2年度一般会計補正予算(第3号)に計上している対策(一部抜粋)

|  |   |               |
|--|---|---------------|
| 観光宿泊施設緊急対策事業費(感染症対策、ワーケーション等支援)(※県・3号補正) | 宿泊施設の感染症防止対策等に要する経費を支援<br>補助率 2/3 補助上限額: 200万円/施設   | 観光・プロモーション室   |
| 観光バス運行支援事業費補助(※県・3号補正)                   | 観光バス事業者が乗車人数を制限して運行するなどの感染症対策を行う場合の掛かり増し経費を支援<br>補助上限額: 1台1運行当たり5万円   | 観光・プロモーション室   |
| 新型コロナウイルス感染症対策オンライン就職支援事業費(※県・3号補正)      | 学生と県内企業のマッチングを図るため、オンラインによる合同企業説明会を開催   | 定住推進・雇用労働室    |
| 岩手県出身県外大学生等応援事業費(※県・3号補正)                | 県外に進学している岩手県出身の大学生等が、県内で行うインターンシップ、企業見学及び地域での企業説明会等で、帰県する際に要する交通費や宿泊費を支援  | 定住推進・雇用労働室    |
| 地域企業経営継続支援事業費補助(家賃補助)(※県・3号補正)           | 売上が前年同月比50%以上減少又は連続する3か月の売上が前年同期比30%以上減少している中小企業者等が支払う家賃の一部を市町村が補助した場合、県がその経費の一部を支援<br>市町村補助額の1/2以内、補助上限額: 10万円/月、3か月分を支給 | 経営支援課         |
| 観光宿泊施設緊急対策事業費(観光宿泊施設経営継続支援)(※県・3号補正)     | 感染症の影響を受ける宿泊施設に対し、経営継続を支援するための支援金を支給<br>定額 100万円/施設   | 観光・プロモーション室   |
| 観光宿泊施設緊急対策事業費(地元の宿泊援割)(※県・3号補正)          | ・県民が地元市町村の宿泊施設に宿泊した際の料金を市町村が補助した場合の経費を支援<br>市町村補助額の1/2以内、県補助上限額2,000円/泊<br>・県内の宿泊施設を利用する県民の宿泊料を支援<br>県助成額2,000円/泊         | 観光・プロモーション室   |
| 地域企業経営継続支援事業費補助(感染症対策等支援)(※県・3号補正)(再掲)   | 飲食店や小売店等の感染症防止対策や業態転換に要する経費を支援<br>補助率: 定額 補助上限額: 10万円/店舗・事業所  | 経営支援課         |
|  | 公共交通事業者等が感染症防止対策に要する経費を支援<br>補助率: 定額 補助上限額: 10万円/営業所  | 交通政策室         |
| ものづくり企業競争力強化緊急支援事業費補助(※県・3号補正)           | 中小ものづくり企業等の生産性向上や技術力強化等の取組に要する経費を支援<br>補助率: 1/2 補助上限額: 300万円/件  | ものづくり自動車産業振興室 |
| 就労継続支援事業所生産活動活性化事業費補助(※県・3号補正)           | 減収した就労継続支援事業所に家賃・設備のメンテナンス等、生産活動の再起に向けて必要となる経費を支援   | 障がい保健福祉課      |
| 買うなら岩手のもの運動展開事業費(※県・3号補正)                | オンラインや紙面による物産展の開催や購入費用の割引等、県産品の販売を促進するためのキャンペーンを実施  | 産業経済交流課       |
| 県産農林水産物販売促進緊急対策事業費(※県・3号補正)              | 県内外の飲食店等における県産農林水産物フェアの開催や、家庭消費向けデリバリー商品の開発等を実施   | 流通課           |
| いわての農林水産物まるごと展開事業費(※県・3号補正)              | 県内の生花店、産直施設等での花き購入者を対象としたスタンプラリーや、公共施設等における県産花きを活用したフラワーアレンジメントの展示を実施   | 農産園芸課         |

(岩手県新型コロナウイルス感染症関連情報 <https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/iryuu/covid19/index.html>)

岩手県における新型コロナウイルス感染症感染防止対策

都道府県をまたいだ外出自粛の段階的緩和の方針

- ◇ステップ1(6月1日～6月18日)
  - 県をまたぐ移動等「可」  
ただし、一部首都圏(埼玉、千葉、東京、神奈川)、北海道との間の不要不急の移動は慎重に。
  - 観光(県をまたぐ移動)「注意」  
ただし、観光振興は県内で徐々に、人との間隔は確保。
- ◇ステップ2(6月19日～7月9日)
  - 県をまたぐ移動等「可」
  - 観光(県をまたぐ移動)「注意」  
ただし、観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に。人との間隔は確保。
- ◇ステップ3(7月10日～7月31日)
  - 県をまたぐ移動等「可」
  - 観光(県をまたぐ移動)「注意」  
ただし、観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に。人との間隔は確保。
- ◇移行期間(8月1日以降)
  - 県をまたぐ移動等「可」
  - 観光(県をまたぐ移動)「可」  
感染状況を見つつ8月1日を目途。

| 外出自粛   |  |                                |
|--|--|--------------------------------|
|  | 県をまたぐ移動等   | 観光                             |
| ステップ①<br>6月1日～                                   | ○<br>※一部首都圏(埼玉、千葉、東京、神奈川)、北海道との間の不要不急の県をまたぐ移動は慎重に。 | △<br>※観光振興は県内で徐々に、人との間隔は確保。    |
| ステップ②<br>6月19日～<br>※ステップ①から約3週間後                 |  | △                              |
| ステップ③<br>7月10日～<br>※ステップ②から約3週間後                 | ○  | ※観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に、人との間隔は確保。 |
| 【移行期間後】<br>感染状況を見つつ、<br>8月1日を目途<br>※ステップ③から約3週間後 |  | ○                              |

イベント開催制限の段階的緩和の方針①

| 国の目安   |    | 収容率              | 人数上限  |
|--|----|------------------|-------|
| 【移行期間】<br>ステップ①<br>5月25日～                        | 屋内 | 50%以内            | 100人  |
|  | 屋外 | 十分な間隔<br>*できれば2m | 200人  |
| ステップ②<br>6月19日～<br>*ステップ①から約3週間後                 | 屋内 | 50%以内            | 1000人 |
|  | 屋外 | 十分な間隔<br>*できれば2m | 1000人 |
| ステップ③<br>7月10日～<br>*ステップ②から約3週間後                 | 屋内 | 50%以内            | 5000人 |
|  | 屋外 | 十分な間隔<br>*できれば2m | 5000人 |
| 【移行期間後】<br>感染状況を見つつ、<br>8月1日を目途<br>*ステップ③から約3週間後 | 屋内 | 50%以内            | 上限なし  |
|  | 屋外 | 十分な間隔<br>*できれば2m | 上限なし  |

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。

イベント開催制限の段階的緩和の方針②

<具体的な当てはめ>

| 国の目安   | コンサート等   | 展示会等   | プロスポーツ等<br>(全国的移動を伴うもの)                                     | お祭り・野外フェス等                                 |  |
|--|--|--|---|--|--|
|  |  |  |   | 全国的・広域的                                    | 地域の行事  |
| 【移行期間】<br>ステップ①<br>5月25日～                            | ○<br>【100人又は50%】(注)<br>【屋外200人】<br>*密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないものは慎重な対応、音楽器にも注意 | ○<br>【100人又は50%】<br>*入場制限等により、人との間隔を十分確保できないものは慎重な対応   | ×   |  | △<br>【100人又は50%】(屋外200人)<br>*特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可 |
| ステップ②<br>6月19日～<br>*ステップ①から約3週間後                     | ○<br>【1000人又は50%】<br>*密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないものは慎重な対応、音楽器にも注意               | ○<br>【1000人又は50%】<br>*入場制限等により、人との間隔を十分に確保できないものは慎重な対応 | ○<br>【無観客】(ネット中継等)<br>*無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理 | ×  |  |
| ステップ③<br>7月10日～<br>*ステップ②から約3週間後                     | ○<br>【5000人又は50%】<br>*密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応                             | ○<br>【5000人又は50%】<br>*入場制限等により、人との間隔を十分確保できないものは慎重な対応  | ○<br>【5000人又は50%】<br>*感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理    |  | ○<br>*特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可                        |
| 【移行期間後】<br>感染状況を見つつ、<br>8月1日<br>を目途<br>*ステップ③から約3週間後 | ○<br>【50%】<br>*密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応                                    | ○<br>【50%】<br>*入場制限等により、人との間隔を十分確保できないものは慎重な対応         | ○<br>【50%】<br>*感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理           | △<br>【十分な間隔】<br>(できれば2m)<br>*感染状況を踏まえて、判断。 |  |





## 新型コロナウイルス感染症対策 オンライン経営相談概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小・小規模事業者からの当面の資金繰りの安定化をはじめとした経営課題に対応するため、企業経営・中小企業施策等の専門家による経営相談を実施します。

|                 |  |
|-----------------|--|
| <b>資金繰り</b>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・政府系金融機関による融資</li> <li>・民間金融機関による信用保証付融資<br/>(セーフティネット保証4号/セーフティネット保証5号/危機関連保証/<br/>(新型コロナウイルス感染症特別貸付/持続化給付金))</li> </ul> |
| <b>設備投資販路開拓</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産性革命推進事業 (小規模事業者持続化補助金/ものづくり補助金/IT 導入補助金)</li> <li>・販路開拓支援</li> </ul>   |
| <b>経営環境の整備</b>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用関連</li> <li>・事業継続力の強化 (雇用調整助成金/テレワーク導入支援)</li> </ul>   |

### 【相談方法】

#### ①申し込み

オンライン窓口にアクセスし、申し込みフォームに内容を記入してください。

#### ②相談日時の決定

相談日時が決まり次第、事務局よりメールにてご連絡します。

#### ③オンライン相談の実施

指定した日時に、メールでご連絡した URL にご参加ください。

### 【実施時の注意事項】

- ・オンライン相談は、Zoom または Google Meet を使用します。指定があれば相談内容の詳細に記載ください。
- ・実施前に、使用するパソコンまたはスマートフォンの「マイク」「スピーカー」「カメラ」の設定を確認ください。
- ・相談時間は 50 分です。原則、延長はできません。
- ・相談内容によっては、他の支援機関を紹介する場合があります。

詳細は、中小企業庁のホームページ (URL : <https://hojyokin.work/keieisoudan>) をご覧ください。

## 令和2年度 テレワークマネージャー相談事業【総務省】

テレワークの知見、ノウハウ等を有する専門家 (テレワークマネージャー) が、無料で Web 及び電話によるコンサルティングを実施します。テレワーク導入にあたっての ICT ツール、セキュリティ等に関する情報提供を行い、トライアル・正式導入に向けて企業規模を問わず支援します。

|                 |   |
|-----------------|---|
| <b>【対象団体】</b>   | <p>テレワークの導入を検討している以下の団体が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 民間企業 (株式会社、合名会社、合資会社、合同会社等又は特定非営利活動法人)</li> <li>② 都道府県・市町村等の地方公共団体及びそれに準ずる団体等</li> </ul> |
| <b>【相談内容】</b>   | テレワークによる効果の説明、システム導入方法の説明、セキュリティ対策のアドバイス、導入に向けての支援等   |
| <b>【相談実施機関】</b> | 2021年3月31日 (水) まで   |
| <b>【費用】</b>     | <p>コンサルティング費用：無料</p> <p>コンサルティングにかかる通信費 (電話料金やネット通信費)：実費負担</p>  |

お申し込みは下記ホームページの申請フォームよりお申し込みください。

URL : <https://www.nttdata-strategy.com/r01telework/>

<お問合せ> テレワークマネージャー相談事業 事務局

株式会社 NTT データ経営研究所 TEL : 03-5213-4032 (平日 10 時~18 時)

MAIL : [twm@nttdata-strategy.com](mailto:twm@nttdata-strategy.com)

## 2020年6月1日から、職場における ハラスメント防止対策が強化されました！

令和元年6月5日に女性の職業生活における活躍の推進等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が改正されました。

本改正により、職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の責務となります。

### ○パワーハラスメント防止措置が事業主の義務(\*)となります！

※中小事業主は、2022年（令和4年）4月1日から義務化されます（それまでは努力義務）。早めの対応をお願いします！

職場における「パワーハラスメント」とは、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①～③までの要素を全て満たすものをいいます。

(注) 客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、該当しません。

| 職場におけるパワハラ<br>の3要素  | 具体的な内容  |
|---------------------|---|
| ①優越的な関係を背景とした言動     | ○ 当該事業主の業務を遂行するに当たって、当該言動を受ける労働者が行為者に対して抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い関係を背景として行われるもの<br>(例)<br>・職務上の地位が上位のものによる言動<br>・同僚又は部下による言動で、当該言動を行う者が業務上必要な知識や豊富な経験を有しており、当該者の協力を得なければ業務の円滑な遂行を行うことが困難であるもの<br>・同僚又は部下からの集団による行為で、これに抵抗又は拒絶することが困難であるもの 等 |
| ②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動 | ○ 社会通念に照らし、当該言動が明らかに当該事業主の業務上必要性がない、又はその態様が相当でないもの  |
| ③労働者の就業環境が害される      | ○ 当該言動により労働者が身体的又は精神的に苦痛を与えられ、労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等、当該労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じること<br>○ この判断にあたっては、「平均的な労働者の感じ方」、すなわち、同様の状況で当該言動を受けた場合に、社会一般の労働者が、就業する上で看過できない程度の支障が生じたと感じるような言動であるかどうかを基準とすることが適当                      |

### <職場におけるパワハラに該当すると考えられる例/該当しないと考えられる例>

以下は代表的な言動の類型、類型ごとに典型的に職場におけるパワハラに該当し、又は該当しないと考えられる例です。個別の事案の状況等によって判断が異なる場合もあり得ること、例は限定列举ではないことに十分留意し、職場におけるパワハラに該当するか微妙なものも含め広く相談に対応するなど、適切な対応を行うことが必要です。

※例は優越的な関係を背景として行われたものであることが前提

| 代表的な言動の類型                       | 該当すると考えられる例  | 該当しないと考えられる例   |
|---------------------------------|--|--|
| (1)身体的な攻撃<br>(暴行・障害)            | ① 殴打、足蹴りを行う<br>② 相手にものを投げつける   | ① 誤ってぶつかる  |
| (2)精神的な攻撃<br>(脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言) | ① 人格を否定するような言動を行う。<br>相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を含む<br>② 業務の遂行に関する必要以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返す<br>③ 他の労働者の面前における大声での威圧的な叱責を繰り返す<br>④ 相手の能力を否定し、罵倒するような内容の電子メール等を当該相手を含む複数の労働者宛に送信する | ① 遅刻など社会的ルールを欠いた言動が見られ、再三注意してもそれが改善されない労働者に対して一定程度強く注意をする<br>② その企業の業務の内容や性質等に照らして重大な問題行動を行った労働者に対して、一定程度強く注意をする |

|  |   |  |
|--|---|--|
| <b>(3)人間関係からの切り離し</b><br>(隔離・仲間外し・無視)                            | ① 自身の意に沿わない労働者に対して仕事を外し、長期間にわたり、別室に隔離したり、自宅研修をさせたりする<br>② 一人の労働者に対して同僚が集団で無視をし、職場で孤立させる   | ① 新規に採用した労働者を育成するために短期間集中的に別室で研修等の教育を実施する<br>② 懲戒規定に基づき処分を受けた労働者に対し、通常の業務に復帰させるために、その前に、一時的に別室で必要な研修を受けさせる |
| <b>(4)過大な要求</b><br>(業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害)              | ① 長期間にわたる、肉体的苦痛を伴う過酷な環境下での勤務に直接関係のない作業を命ずる<br>② 新卒採用者に対し、必要な教育を行わないまま到底対応できないレベルの業績目標を課し、達成できなかったことに対し厳しく叱責する<br>③ 労働者に業務とは関係のない私的な雑用の処理を強制的に行わせる | ① 労働者を育成するために現状よりも少し高いレベルの業務を任せる<br>② 業務の繁忙期に、業務上の必要性から、当該業務の担当者に通常時よりも一定程度多い業務の処理を任せる                     |
| <b>(5)過小な要求</b><br>(業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと) | ① 管理職である労働者を退職させるため、誰でも遂行可能な業務を行わせる<br>② 気に入らない労働者に対して嫌がらせのために仕事を与えない   | ① 労働者の能力に応じて、一定程度業務内容や業務量を軽減する   |
| <b>(6)個の侵害</b><br>(私的なことに過度に立ち入ること)                              | ① 労働者を職場外でも継続的に監視したり、私物の写真撮影をしたりする<br>② 労働者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露する   | ① 労働者への配慮を目的として、労働者の家族の状況等についてヒアリングを行う<br>② 労働者の了解を得て、当該労働者の機微な個人情報(左記)について、必要な範囲で人事労務部門の担当者に伝達し、配慮を促す     |

※ プライバシー保護の観点から、機微な個人情報を暴露することのないよう、労働者に周知・啓発する等の措置を講じることが必要

## (事業主の方へ)職場におけるパワーハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません(義務)。

### ◆ 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ① 職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること
- ② 行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること

### ◆ 相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
- ④ 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること

### ◆ 職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること
- ⑥ 事実関係の確認後、速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと(注1)
- ⑦ 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと(注1)
- ⑧ 再発防止に向けた措置を講ずること(注2)

### ◆ そのほか併せて講ずべき措置

- ⑨ 相談者・行為者等のプライバシー(注3)を保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること
- ⑩ 相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

注1：事実確認ができた場合  
 注2：事実確認ができなかった場合も同様  
 注3：性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報も含む。

これら上記の措置に違反した場合、厚生労働大臣が労働施策総合推進法の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、助言・指導・勧告をすることができ(労働施策総合推進法33条1項)、勧告に従わない場合、企業名が公表される可能性もあるため(労働施策総合推進法33条2項)、注意が必要です。

## ≪ 事業主及び労働者の責務 ≫

以下の事業に努めることが、事業主・労働者の責務として法律上明確化した。

### 【事業主の責務】

- 職場におけるパワーハラスメントを行ってはならないこと等これに起因する問題（以下「ハラスメント問題」という。）に対する労働者の関心と理解を深めること
- その雇用する労働者が他の労働者（※）に対する言動に必要な注意を払うよう研修を実施する等、必要な配慮を行うこと
- 事業主自身（法人の場合はその役員）がハラスメント問題に関する関心と理解を深め、労働者（※）に対する言動に必要な注意を払うこと

### 【労働者の責務】

- ハラスメント問題に関する関心と理解を深め、他の労働者（※）に対する言動に注意を払うこと
- 事業主の講ずる雇用管理上の措置に協力すること

※ 取引先等の他の事業主が雇用する労働者や、求職者も含まれます。

## ○事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止

事業主は、労働者が職場におけるパワーハラスメントについての相談を行ったことや雇用管理上の措置に協力して事実を述べたことを理由とする解雇その他不利益な取扱いをすることが、法律上禁止されます。

## ○職場におけるパワーハラスメントを防止するための望ましい取組

- セクハラ、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント等と一元的に相談に応じることのできる体制の整備
- 職場におけるパワハラの原因や背景となる要因を解消するための取組
  - ・コミュニケーションの活性化や円滑化のための研修等の必要な取組
  - ・適正な業務目標の設定等の職場環境の改善のための取組
- 必要に応じて、労働者や労働組合等の参画を得つつ、アンケート調査や意見交換等を実施するなどにより、雇用管理上の措置の運用状況の的確な把握や必要な見直しの検討等に努めること

## ○自らの雇用する労働者以外の者に対する言動に関し行うことが望ましい取組

～就活生などの求職者や個人事業主などのフリーランス等～

- 職場におけるパワハラを行ってはならない旨の方針の明確化等を行う際に、他の事業主が雇用する労働者、就職活動中の学生等の求職者、労働者以外の者（個人事業主などのフリーランス、インターンシップを行う者、教育実習生等）に対しても同様の方針を併せて示すこと
- 雇用管理上の措置全体も参考にしつつ、適切な相談対応等に努めること
  - ・特に就職活動中の学生に対するセクシュアルハラスメント等については、正式な採用活動のみならず、OB・OG訪問等の場においても問題化しています。
  - ・企業としての責任を自覚し、OB・OG訪問等の際も含めて、セクシュアルハラスメント等を行ってはならないものであり厳正な対応を行う旨などを研修等の実施により社員に対して周知徹底すること、OB・OG本門等を含めて学生と接する際のルールをあらかじめ定めること等により、未然の防止に努めましょう。

### <お問合せ先>

岩手労働局 雇用環境・均等室 TEL：019-604-3010

- ポータルサイト「あかるい職場応援団」で職場におけるハラスメントに関する情報を発信しております。社内の体制整備に是非ご活用ください。(URL：<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>)
- 厚生労働省のホームページから事業主・労働者向けパンフレットや社内研修用資料のダウンロードができます。是非ご覧ください。(URL：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html))



## 認定NPO法人岩手県就労支援事業者機構 会員募集と寄附のお願いについて

### ■更生保護就労支援事業

当機構は、法務省の更生保護被災地域就労支援対策強化事業を受託し、岩手県更生保護就労支援事業所を設置し、保護観察等を受けている人達の社会復帰、就労支援を行っています。この事業に協力して頂ける会員、協力雇用主を募っております。社会の安全・安心と、犯罪をした人の社会復帰のための雇用に皆様のお力添えをお願い致します。

### ■協力雇用主

協力雇用主は、犯罪・非行の前歴を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主です。

### ■国の奨励金制度

協力雇用主になって頂き、保護観察者等の雇用に協力頂いた場合は、国等から奨励金の給付や損害を補償する身元保証制度などの援助制度があります。又、建設工事入札の際、協力雇用主への優遇制度のある地方自治体もあります。

### ■寄附のお願いについて

当機構は、令和2年1月に岩手県から「認定NPO法人」として更新が認められ、当機構に寄附した個人・法人に対し確定申告の際、税額控除、損金計上等の優遇措置を受けられることになっております。頂いた寄附金は社会復帰しようとする人達の就労支援事業に活用させていただきます。宜しくご協力をお願い申し上げます。



7月は“社会を明るくする運動”強調月間・再犯防止啓発月間です。

#### 【お問い合わせ先】

認定NPO法人岩手県就労支援事業者機構  
〒020-0887 岩手県盛岡市上ノ橋町1-50  
☎ 019-681-7940 / Fax 019-681-7941  
Mail: iwate-syurousien@woody.ocn.ne.jp  
URL: <http://iwate-shien-kiko.or.jp/>

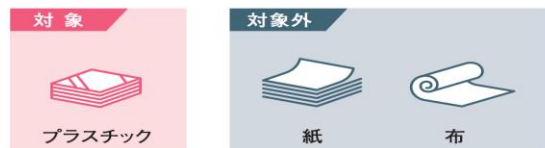
## レジ袋有料化 2020年7月1日スタート

環境問題対策の一環として、2020年7月1日より、全国一律でプラスチック製買物袋(いわゆるレジ袋)の有料化がスタートします。ここでは、本制度の概略及びポイントをご紹介します。

**1. 対象の事業者** 事業において容器包装を用いる者であって、小売業に属する事業を行う者

**2. 対象となる袋** 消費者が購入した商品を持ち運ぶために用いる持ち手のついたプラスチック製の買物袋

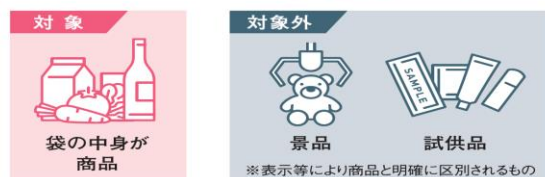
#### 【判断ポイント 01 / 素材】



#### 【判断ポイント 02 / 持ち手】



#### 【判断ポイント 03 / 商品を入れるか】



#### 【判断ポイント 04 / 辞退できるか】



**3. 価格設定等** レジ袋の売値や売上の用途は事業者が自ら決めることができます。

○ 詳細情報 HP (経済産業省) : [https://www.meti.go.jp/policy/recycle/plasticbag/plasticbag\\_top.html](https://www.meti.go.jp/policy/recycle/plasticbag/plasticbag_top.html)



## 「キャッシュレス・ポイント還元事業」直近の登録・利用状況

2019年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として実施されている「キャッシュレス・ポイント還元事業」は、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の9か月間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を支援するものです。経済産業省では、この度、2020年6月1日時点の店舗の種類別の登録状況と利用状況のほか、決済手段別の利用状況、登録加盟店の地域分布等を公表しました。ここでは、その概略についてご紹介いたします。

### I. 店舗の種類別の登録状況と利用状況

- 2020年6月1日時点の加盟店登録数は、約115万店になります。  
このうち、5%還元対象の中小・小規模事業者（個店）の登録数が約105万店（約91%）、2%還元対象のフランチャイズチェーン（コンビニ以外）の登録数が約5.2万店（約5%）、コンビニの登録数が約5.5万店（約5%）です。
- 2019年10月1日～2020年3月9日までの対象決済金額は約6.9兆円、還元額は約2830億円です。  
このうち、5%還元対象の中小・小規模事業者（個店）の還元額は約2440億円（約86%）、2%還元対象のフランチャイズチェーン（コンビニ以外）の還元額は約90億円（約3%）、コンビニの還元額は約300億円（約11%）となっています。

### II. 決済手段別の利用状況

- 対象決済金額に占める各決済手段の内訳は以下のとおりです。

|        | クレジットカード     | QRコード       | その他電子マネー等    |
|--------|--------------|-------------|--------------|
| 対象決済金額 | 約4.4兆円（約64%） | 約0.5兆円（約7%） | 約2.0兆円（約29%） |

### III. 登録加盟店の地域分布

- 本事業において、人口1人当たりの加盟店数は、都道府県別でみると東京、石川、京都、沖縄の順で、エリア別でみると沖縄、北海道、近畿の順で大きくなっています。
- 岩手県は、都道府県別で33番目、東北は、エリア別では最も低い割合となっています。

【都道府県別 人口当たりの加盟店登録数】

| 都道府県 | 加盟店数<br>(店舗/千人) | 加盟店<br>登録数 |
|------|-----------------|------------|
| 東京   | 13.2            | 181,789    |
| 石川   | 13.0            | 14,844     |
| 京都   | 12.2            | 31,666     |
| 沖縄   | 12.1            | 17,537     |
| 福井   | 11.3            | 8,777      |
| 鳥取   | 11.2            | 6,262      |
| 大阪   | 10.7            | 94,461     |
| 長野   | 10.7            | 22,065     |
| 島根   | 10.5            | 7,160      |
| 富山   | 10.5            | 10,985     |
| 北海道  | 10.2            | 53,901     |
| 和歌山  | 10.1            | 9,465      |
| 香川   | 10.1            | 9,727      |
| 山梨   | 10.0            | 8,147      |
| 福岡   | 10.0            | 50,913     |
| 岡山   | 10.0            | 18,886     |
| 広島   | 9.8             | 27,731     |
| 鹿児島  | 9.8             | 15,787     |
| 岐阜   | 9.5             | 18,902     |
| 徳島   | 9.4             | 6,928      |
| 新潟   | 9.4             | 21,090     |
| 宮崎   | 9.3             | 10,079     |
| 高知   | 9.2             | 6,484      |
| 山形   | 9.0             | 9,830      |
| 大分   | 9.0             | 10,267     |
| 熊本   | 8.9             | 15,601     |
| 静岡   | 8.9             | 32,431     |
| 兵庫   | 8.8             | 48,357     |
| 長崎   | 8.6             | 11,533     |
| 愛媛   | 8.5             | 11,497     |
| 愛知   | 8.5             | 64,084     |
| 山口   | 8.5             | 11,647     |

【エリア別 人口当たりの加盟店登録数】

| 地域        | 加盟店数<br>(店舗/千人) | 加盟店<br>登録数    |
|-----------|-----------------|---------------|
| 沖縄        | 12.1            | 17,537        |
| 北海道       | 10.2            | 53,901        |
| 近畿        | 9.8             | 219,523       |
| 中国        | 9.8             | 71,686        |
| 中部        | 9.5             | 201,325       |
| 九州        | 9.4             | 120,689       |
| 四国        | 9.2             | 34,636        |
| 関東        | 8.3             | 361,457       |
| <b>東北</b> | <b>7.9</b>      | <b>69,451</b> |

| 都道府県      | 加盟店数<br>(店舗/千人) | 加盟店<br>登録数       |
|-----------|-----------------|------------------|
| <b>岩手</b> | <b>8.2</b>      | <b>10,158</b>    |
| 宮城        | 8.1             | 18,764           |
| 三重        | 8.0             | 14,305           |
| 佐賀        | 7.9             | 6,509            |
| 滋賀        | 7.9             | 11,183           |
| 秋田        | 7.7             | 7,538            |
| 青森        | 7.6             | 9,584            |
| 奈良        | 7.5             | 10,086           |
| 福島        | 7.3             | 13,577           |
| 群馬        | 7.1             | 13,918           |
| 栃木        | 7.0             | 13,679           |
| 神奈川       | 6.4             | 59,074           |
| 茨城        | 5.9             | 16,935           |
| 千葉        | 5.8             | 36,106           |
| 埼玉        | 5.5             | 39,956           |
| <b>全国</b> | <b>9.1</b>      | <b>1,150,205</b> |



## 1. 全国の景況

(全国中小企業団体中央会令和2年5月25日発表)

新型コロナウイルスの発生により、2月以降の景況DI水準は大きく下降している。4月はリーマンショック発生時の水準を下回るインパクトとなり、景況悪化の大きさを示す結果となっている。4月末時点では、ほとんどの業種のDIがマイナスとなり、新型コロナウイルスの影響の深刻さが窺える。緊急事態宣言による経済停滞の影響から主要3指標に加えて、資金繰りや設備操業度も落ち込んでいる。業種を問わず、先行きを不安視している声も多く、今後さらなる落ち込みを懸念する声も多い。

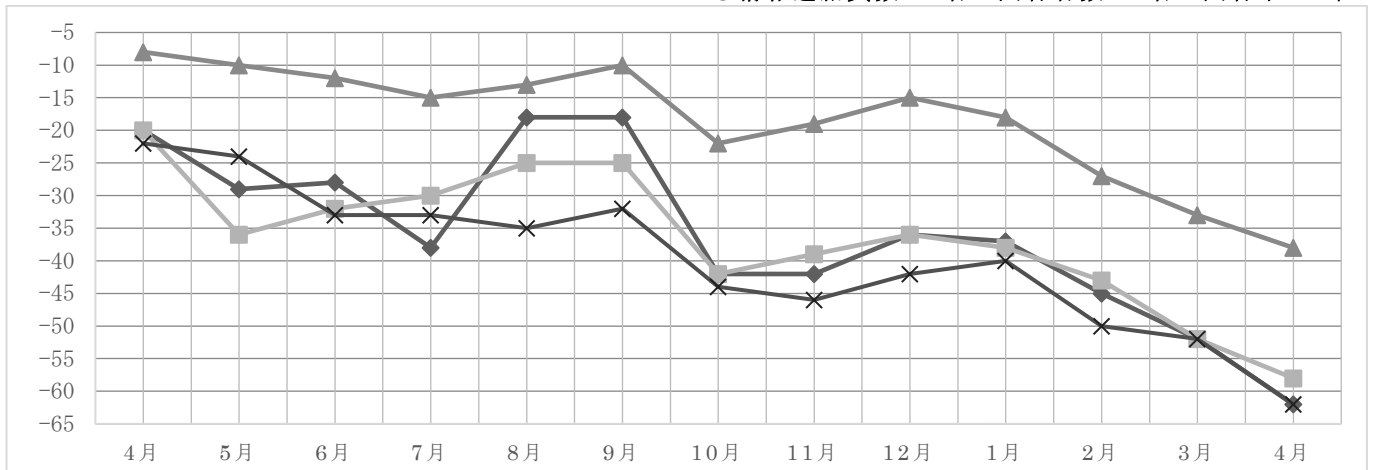
## 2. 景況天気図(県内) … 令和2年3月と令和2年4月のDI比較

| 令和2年<br>4月分 | 全産業      |          |       | 製造業      |          |       | 非製造業     |          |      | 30以上<br>      |
|-------------|----------|----------|-------|----------|----------|-------|----------|----------|------|---------------|
|             | 3月       | 4月       | 前月比   | 3月       | 4月       | 前月比   | 3月       | 4月       | 前月比  |               |
| 売上高         | <br>△ 52 | <br>△ 62 | 10P ↘ | <br>△ 43 | <br>△ 57 | 14P ↘ | <br>△ 56 | <br>△ 64 | 8P ↘ | △ 9~9<br>     |
| 在庫数量        | <br>△ 12 | <br>△ 19 | 7P ↗  | <br>△ 5  | <br>△ 19 | 14P ↗ | <br>△ 19 | <br>△ 19 | 0P → | △ 10~△ 29<br> |
| 販売価格        | <br>△ 5  | <br>△ 10 | 5P ↘  | <br>0    | <br>△ 10 | 10P ↘ | <br>△ 8  | <br>△ 10 | 2P ↘ | △ 30~△ 49<br> |
| 取引条件        | <br>△ 18 | <br>△ 18 | 0P →  | <br>△ 14 | <br>△ 10 | 4P ↗  | <br>△ 21 | <br>△ 23 | 2P ↘ | △ 50以下<br>    |
| 収益状況        | <br>△ 52 | <br>△ 58 | 6P ↘  | <br>△ 43 | <br>△ 52 | 9P ↘  | <br>△ 56 | <br>△ 62 | 6P ↘ |               |
| 資金繰り        | <br>△ 33 | <br>△ 38 | 5P ↘  | <br>△ 29 | <br>△ 33 | 4P ↘  | <br>△ 36 | <br>△ 41 | 5P ↘ |               |
| 設備操業度       | <br>△ 33 | <br>△ 48 | 15P ↘ | <br>△ 33 | <br>△ 48 | 15P ↘ | —        | —        | —    |               |
| 雇用人員        | <br>△ 20 | <br>△ 25 | 5P ↘  | <br>△ 10 | <br>△ 24 | 14P ↘ | <br>△ 26 | <br>△ 26 | 0P → |               |
| 業界の景況       | <br>△ 52 | <br>△ 62 | 10P ↘ | <br>△ 48 | <br>△ 62 | 14P ↘ | <br>△ 54 | <br>△ 62 | 8P ↘ |               |

DI (Diffusion Index) とは、景気動向指数や景気判断指数と呼ばれており、景気動向を早期に把握するために使われる指標である。「増加・上昇・好転」といったプラス回答の比率から「減少・低下・悪化」というマイナス回答の比率を差し引いた指数のこと。

## 3. 全産業(県内) … 平成31年4月~令和2年4月DI推移(売上高・収益・資金繰り・景況)

○情報連絡員数60名・回答者数60名・回答率100%



令和2年4月DI 《 ◆…売上 -62 ■…収益 -58 ▲…資金繰り -38 ×…景況 -62 》

## 4. 各業種の概況（県内）…令和2年4月分

### ◇パン製造業

新型コロナ感染の影響でイベント・催事がなくなったことが響き企業活動の萎縮が続いている。

### ◇めん類製造業

土産品や業務用の売上が減少、今後更に減少する状況。先が見えない状況では中小零細は企業活動の継続は難しいと思う。

### ◇一般製材業

県内外の合板工場は、新型コロナウイルス感染症の影響で減産体制に入り、素材生産者に影響がでている。また、新規住宅着工に遅れがでてきているなど、製材品の出荷が停滞している。

### ◇木材チップ製造業

ペーパーレスが進行し、更に世界的な新型コロナウイルス感染による消費・輸出の減退が影響していると思われ、出荷量が減少。

### ◇家具装備品製造業

新型コロナウイルスの影響により各種イベントが中止、大手百貨店が休業している等で受注量が大きく落ち込んでいる。

### ◇印刷・同関連業

緊急事態宣言が出されてから首都圏からの仕事量が激減した。5月以後のイベント等のキャンセルが続き、関連の印刷物の発注取り止めは不可避。

### ◇銑鉄铸件製造業

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により輸出がストップしている。

機械铸件部品の生産量は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により減少が継続、国内生産にシフトするため、木型や金型工場が多忙となる。

### ◇金属製品製造業

今後の建築計画の中止や延期、数か月後の見通しは不透明、急速に景況感が悪化している。

### ◇一般機械器具製造業

受注案件が減少傾向にあることから、同業他社との価格競争等(低単価)が厳しくなっている。

### ◇野菜果実卸売業

野菜は自宅待機のため家庭での消費は落ち着いたが、生産・流通の問題などで単価が高騰した。果実は消費者の収入低下による消費マインドの落ち込み等により取扱数量が減少した。

### ◇各種商品小売業

新型コロナウイルスの影響が大きく、販促活動を自粛している事もあり、売上・客数ともに全業種で昨年を下回った。

### ◇酒・調味料小売業

家飲みが増え、スーパー、酒の量販店は販売数量が微増したが、一般酒販店等の販売は減少している。

### ◇燃料小売業

新型コロナウイルス感染拡大による大幅な急落となった前月から反発急騰の形となった。

### ◇野菜・果実小売業

新型コロナウイルス感染対策での取引先休業の影響が響いて取扱が減少している。

### ◇食肉小売業

ステイホームや外出・移動自粛により売上が大きく落ち込んでいる。

### ◇商店街(盛岡市)

新型コロナウイルスの影響で、商店街の買い物客が大幅に減少した。夏までのイベント中止を決定し、休業や営業時間短縮の店舗もあり、自粛ムード一色。

### ◇自動車整備業

車検期間の延長措置、外出自粛による車の使用頻度の低下やユーザーの車の維持経費抑制傾向等が重なり売上が減少。

### ◇飲食業

外出の自粛や感染予防のため、食事のお客数が少なくなり、営業時間の短縮や出勤の人数を減らすなどで対応してきた。

### ◇旅館業

新型コロナウイルス感染症の影響が継続、多くの施設が休業状態となっている。当業界は休業補償の無い「自主休業」を選択せざるを得ない。

### ◇建物サービス業

企業・施設等から、消毒・殺菌作業についての問い合わせが多数あった。業務に必要な消毒液やマスク・手袋等の資材が手に入らない状況。

### ◇旅行業

旅行業にとっては厄介な「三つの密」を避けることなど、抽象的な自粛要請が障害となって、身動きが取れない事実上の休業状態が続いている。

### ◇土木工事業

コロナウイルスによる影響は、現在のところ見受けられない。現場には県外からの作業員もおり、連休の規制自粛により通常通り現場施工をしており出荷実績に結びついている。

### ◇一般乗用旅客自動車運送業

運行車両や乗務員の休業調整など、事業持続のための対応に躍起となっている。観光関係の収益は皆無、見通しは全く立たない。



## 第 45 回中小企業団体岩手県大会のご案内

下記日程にて、第 45 回中小企業団体岩手県大会の開催を予定しておりますので、お知らせ致します。

- 開催日時 令和 2 年 9 月 29 日 (火) 14:00 ~
- 開催場所 メトロポリタン盛岡ニューウイング 4F「メトロポリタンホール」  
(盛岡市盛岡駅前北通 2-27 TEL: 019-625-1211)

本大会に伴う組合功労者表彰の推薦並びに大会議案の提出をお願い申し上げます。推薦要領等の詳細につきましては、本号の同封資料「第 45 回中小企業団体岩手県大会開催に伴う組合功労者表彰の推薦並びに大会議案の提出について」をご覧ください。

※大会全体の詳細につきましては、後日改めてお知らせ致します。

○担当：統括管理部 TEL: 019-624-1363

## 第 72 回中小企業団体全国大会の縮小開催及び記念ツアー中止について

下記日程にて、第 72 回中小企業団体全国大会の開催を予定しておりますが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、例年通りの形での開催が極めて難しいと判断されることから、規模を大幅に縮小して開催することとなりました。

本会では例年、全国大会記念ツアーを実施しておりましたが、開催規模の縮小及び皆様の感染予防の徹底を図る観点から、今年度の記念ツアーの実施を見合わせることと致しました。

全国大会及び記念ツアーへの参加をご検討いただいていた皆様には大変申し訳ございませんが、来年度の全国大会開催の折には充実したツアーの企画を期してまいりますので、事情をご賢察の上、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

- 開催日時 令和 2 年 10 月 22 日 (木) 13:30 ~ 15:00 (90 分)
- 開催場所 ザ・ヒロサワ・シティ会館 (茨城県立県民文化センター)

○担当：企画振興部 TEL: 019-624-1363

## 「出前無料労働相談会」の開催について (岩手県労働委員会)

労働者と使用者との間の様々な問題について、岩手県労働委員会の委員 (弁護士、労働団体役員、経営者等) が相談に応じます。

- 日時 7 月 17 日 (金) 午後 5 時 ~ 午後 8 時
- 場所 矢巾町活動交流センター「やはばーく」 1 階地域交流センター 活動スペース

※予約優先、当日会場での受付は午後 7 時まで

詳細は岩手県公式 HP (URL: <https://www.pref.iwate.jp/iinkai/roudou/1015786/1018044.html>) をご覧ください

<お問合せ先>

岩手県労働委員会事務局 TEL: 0120-610-797 (平日: 8 時 30 分~17 時 15 分)

※新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に伴い、中止や延期とする場合があります。ご来場予定の方は開催の有無について、3 日前 (7 月 14 日 (火)) までに、問い合わせ先へ確認をお願いします。

## 岩手県中小企業団体中央会 主要日誌 令和2年5月分

|                          |              |       |                                |
|--------------------------|--------------|-------|--------------------------------|
| <b>■岩手県中央会主な実施事業等</b>    |              | 5月19日 | 岩手県健康経営実践支援会議                  |
| 5月12日                    | 中央会理事会(書面議決) | 5月21日 | いわて観光キャンペーン推進協議会第1回運営幹事会(書面議決) |
| <b>■関係機関・団体主催行事への出席等</b> |              | 5月22日 | ふるさといわて定住財団第1回理事会              |
| 5月11日                    | 岩手県発明協会監査会   | 5月27日 | 岩手県信用保証協会理事会                   |
| 5月14日                    | 岩手県発明協会理事会   |       | 貸付審査委員会(書面議決)                  |
|                          |              | 5月28日 | 岩手県ILC推進協議会幹事会・監査会             |

(新型コロナウイルス感染症の影響により、本会事業等の多くが中止・延期となっております。)